

# 平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 国土交通省

No	26
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る特例措置の延長
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業の実施により家屋の移転を余儀なくされた者に対して、収用等の場合に認められている税制上の特例措置に準じた特例措置を講じる。</p> <p>・特例措置の内容 高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に当該土地に従前の家屋に代わる家屋を取得した場合の、建替家屋に係る不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除する措置の適用期限（平成24年3月31日）を2年延長する。</p>
関係条文	<p>地方税法附則第11条第2項 地方税法施行令附則第7条第2項</p>
減収見込額	<p>(初年度)            - (▲3.72)            (平年度)            - (▲5.85)            (単位：百万円)</p>
要望理由	<p>(1) 政策目的 高規格堤防は、越水や長時間の浸透、地震に対しても破堤しない幅の広い超過洪水対策のための堤防であり、かつ、その上部は通常の土地の利用が可能なものである。この高規格堤防の整備により、人や諸機能の集中する大都市地域における治水安全度の向上を図るとともに、水と緑に親しめるような生活環境の形成に資するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 高規格堤防の整備においては、土地を一時的に使用して当該土地上に堤防等の整備を行い、工事終了後に当該土地を返還する手法がとられるため、当該土地の家屋の所有者は、家屋を一度除去し、工事終了後に当該土地の返還を受けた後、当該土地に建替家屋を建築することとなる。このため、当該建替家屋の建築は、収用等に伴う移転の場合と同様に公共上の必要から行われるものであるが、公共用地としての土地の収用又は譲渡が無く、また、事業のために当該土地が3年から5年にわたって使用されるため、従前家屋の所有者は移転補償金を受けてから2年以内に建替家屋の取得ができないことから、通常の収用事業に適用される不動産取得税に係る特例措置が適用されない。しかし、事業手法によってこのような差が生じることは不均衡・不平等であることから、従来より、2年を期限とした措置として、高規格堤防の整備を行う場合の建替家屋に係る不動産取得税の特例措置が設けられ、延長されてきたところである。</p> <p>また、東日本大震災では巨大な地震と津波により、広域にわたって大規模な被害が発生するという、未曾有の災害となり、想定を超える災害に備えることの重要性が改めて認識されたところである。高規格堤防の整備は、想定を超える大規模な洪水による越水等の災害に対応するうえで重要な事業であることから、本特例措置の延長を要望するものである。</p>
本要望に対応する縮減案	なし

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○社会資本整備重点計画（平成21年3月31日閣議決定）</p> <p>&lt;治水事業&gt;</p> <p>1. 治水事業を巡る課題と今後の方向性</p> <p>（1）安全で安心できる国土の保全</p> <p>「・・・地域特性を踏まえた都市計画や道路、住宅等と連携した水害・土砂災害に強いまちづくりの構築・・・」</p> <p>2. 重点的、効果的かつ効率的な実施に向けた取組</p> <p>（1）ハード・ソフト一体となった防災・減災対策の推進</p> <p>「水害・土砂災害から人命と財産を守るために、氾濫等を防止する堤防や砂防施設等のハード整備を着実に進める・・・」</p> <p>3. 今後取り組む具体的な施策</p> <p>（1）安全で安心できる国土の保全</p> <p>①災害を未然に防ぐ予防対策の重点化</p> <p>「・・・堤防等のハード施設整備など、災害を未然に防ぐための予防対策の重点化を実施する。」</p> <p>②再度災害発生防止の徹底</p> <p>「住民が安心して生活できるよう、被災しにくい土地利用への転換などの手法も活用しつつ、被災状況や上下流、左右岸のバランス等を総合的に勘案し、被害の再発防止を徹底する。」</p> <p>○政策評価体系図 安全</p> <p>政策目標4：水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標 74「洪水による氾濫から守られる区域の割合」 （H19年度末：61%→H25年度末：65%）（目安値）</li> <li>業績指標 84「近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数」 （H19年度末：14.8万戸→H25年度末：5.8万戸）（目安値）</li> </ul>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成26年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>業績指標 74「洪水による氾濫から守られる区域の割合」 （H21年度末：62%）</li> <li>業績指標 84「近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数」 （H22年度末：12.3万戸）</li> </ul>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円）</p> <p>平成23年度 8件（7.62）平成24年度 6件（3.72）平成25年度 10件（5.85）</p>
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する建物所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>高規格堤防整備事業（直轄）</p> <p>平成23年度 3,916百万円</p> <p>平成22年度 10,971百万円</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、高規格堤防の整備による河川整備の推進を図り、河川沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から、国民の生命、身体及び財産を守るとともに、水と緑に親しめるような生活環境の形成に資するためのものであり、当該税制は事業の円滑な実施に必要な不可欠なものである。
	要望の措置の妥当性	高規格堤防の整備に係る建替家屋の取得は、収用に伴う場合と同様、公共上の必要性により行われるものであるため、収用等に伴う家屋の取得の場合と同様に税負担の軽減を図るべきである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成15年度 13件  平成16年度 17件  平成17年度 16件  平成18年度 0件  平成19年度 0件  平成20年度 0件  平成21年度 0件  平成22年度 1件</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>高規格堤防の事業区域内の建物所有者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する建物所有者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（2年延長を要望）  （政策評価基本計画）  「関連業績指標」  ・「近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数」  （H20年度末：13.9万戸→H23年度末：8.8万戸）（目安値）  ・「洪水による氾濫から守られる区域の割合」  （H20年度末：61%→H23年度末：63%）（目安値）</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>高規格堤防事業は昭和63年度（高規格堤防の税制特例は平成3年度）より行われており、これまでは一般に施行の容易な地区（農地等の更地や公園等公共施設の存する地区）を優先して事業を行ってきたが、近年、民間の工場や一般家屋が存する地域での高規格堤防事業にも着手している。今後は、工場や事務所等の移転を伴う事業又は家屋が密集する地区における事業も見込まれることから、本特例措置を適用することが必要と考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成3年度創設  平成6年度、平成8年度、平成10年度、平成12年度、平成14年度、平成16年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度延長</p>